

令和7年度えひめスタートアップ共創促進事業業務委託仕様書

1 業務名

令和7年度えひめスタートアップ共創促進事業業務

2 目的

急速な人口減少や予想を超えるスピードで進むデジタル技術の進化など、本県を取り巻く状況が不透明な中、本県経済の持続的な発展のためには、県内企業が既存のビジネスモデルを継続するだけでなく、新しいアイデアや革新的な技術による新事業を創出し、新たなビジネスモデルの構築や付加価値の向上などを進めていく必要があることから、本事業において、県内企業と首都圏や関西圏等（以下「首都圏等」という。）のスタートアップをマッチングし、共創を促進することにより、新事業の創出を図るものである。

については、これらの事業に係る業務（以下「本業務」という。）を委託する。

3 委託期間

契約締結の日から令和8年3月19日（木）まで

4 業務内容

本業務は、県内企業と首都圏等のスタートアップとの共創による新事業創出に繋げるため、県外のスタートアップ支援施設や官民共創拠点でのイベント開催により両者のマッチングを支援するものであり、次の業務を実施する。

(1) 本事業の運営全体の管理、調整

ア 県内企業とスタートアップとは、ビジネスに対する意識や業務のスピード感などが大きく異なっており、両者をマッチングし、新事業を創出するためには、マッチングや共創に関する専門的な知識、経験が必要であることから、本業務における責任者としてこれらの知識や経験を有する者をコーディネーターとして配置し、本業務の運営全体の管理や調整を行うこと。

イ コーディネーターの所属及び氏名並びに主な実績について提案書に記載すること。

(2) 県内企業の募集

ア 県内企業を募集するに当たっての募集要項を作成すること。

イ 本事業への参加を希望する県内企業を募集すること。募集にあたっては、(8)で作成するWEBサイトの他、SNSや受託者が持つネットワーク等を活用し、県内企業に幅広く周知広報すること。なお、必要に応じて、県内企業向けの説明会等を開催することも差し支えない。

(3) 県内企業の採択

ア 応募があった県内企業から、県と協議の上、12社程度を採択すること。

イ 応募があった県内企業に対して、新事業やスタートアップとの共創に対する意欲、新事業の実現に向けた社内の人員体制、予算等を書面及び聞き取りにより調査すること。

ウ 県内企業の採択にあたっては、上記イの調査結果を踏まえ、当該県内企業とスタ

ートアップによる新事業の実現可能性及び本県地域経済への波及効果（社会課題の解決、雇用の創出、技術革新、新たな価値の創造等）を考慮するものとする。

(4) 採択企業に対する支援

- ア (3)により採択された県内企業（以下、「採択企業」という。）に対して、新事業に向けた共創テーマの設定、スタートアップとの共創に必要なマインドセットの醸成、(5)のイベントにおけるプレゼンテーションの準備等に関する支援を実施すること。
- イ アの支援は採択企業ごとに個別で実施することを原則とするが、支援内容に応じて、より効果的かつ効率的な実施が可能な場合は、集合で実施することも差し支えない。

(5) スタートアップとのマッチングイベントの開催

- ア 採択企業の共創テーマに対して、必要な技術やノウハウ等を有し、県内企業との共創に意欲のあるスタートアップとのマッチングを目的としたイベントを開催すること。
- イ イベントは県外のスタートアップ支援施設又は官民共創拠点において、オフラインで全4回程度開催すること。なお、開催地域は東京・大阪・愛知・福岡を想定しているが、県と協議の上、他の地域とすることも差し支えない。
- ウ イベントは令和7年12月までに開催すること。
- エ イベントの参加者として、採択企業との共創に関心のあるスタートアップを募集すること。募集に際しては、各会場の運営者と連携し、WEBサイトやSNS、受託者が持つネットワーク等を活用し、幅広く周知広報すること。
- オ 開催結果について、レポートを作成し、WEBサイトに掲載すること。
- カ 採択企業が各イベントに参加する場合の移動や宿泊等に要する旅費については、原則、本業務委託費から支出すること。ただし、参加人数や行程を考慮し、採択企業の同意の上、旅費等の全部又は一部を採択企業の負担とすることは差し支えない。
- キ 開催日程や場所、内容等については、県と協議の上、決定すること。
- ク アからキに関わらず、採択企業との共創可能性があるスタートアップを任意に選定し、採択企業とマッチングさせることも差し支えない。

(6) 共創の実現に向けたフォロー

- ア (5)のイベント終了後、採択企業とスタートアップとのマッチングや共創による事業化の進捗状況について、定期的に確認すること。
- イ 採択企業とスタートアップとの共創の実現に向けて、採択企業からの相談に対応可能な体制とするとともに、必要に応じてコーディネーターが助言等を行うこと。

(7) 成果報告会の開催

- ア 採択企業とスタートアップが取り組んだ共創の成果や進捗状況、今後の展開等について、報告会を開催すること。
- イ 成果報告会は、採択企業及びスタートアップの取組を広くPRすることにより、共創の早期の実現を目指すものであるとともに、他の県内企業の共創に対する機運醸成や更なるスタートアップの呼び込みに繋げる趣旨のものであることを踏まえ、多数の参加者を募るほか、効果的な実施方法をとること。
- ウ 原則、オフラインとオンラインを併用したハイブリッド形式で開催すること。

(8) 本事業に関するWEBサイトの作成及び広報活動

ア 本事業を周知するためのWEBサイトを作成すること。

イ 本事業や県内企業及びスタートアップとの共創について、マスメディアやSNS、受託者が持つネットワーク等を活用し広くPRするなど、効果的な広報活動を行うこと。

(9) その他本業務に関して必要な業務

原則、月1回、本業務の進捗状況について県に報告すること。

(10) 独自提案事項【任意】

(1)から(9)までの業務と連動し、本事業の目的を達成するために効果があると考えられる独自の取組みがある場合は、企画提案することができる。ただし、実施に要する経費は、(1)から(9)までの経費と併せて、委託料の上限額の範囲内とすること。

5 全体スケジュールの想定

令和7年4月下旬	受託者との委託契約
5月中旬	県内企業の参加募集開始
6月～	採択企業の共創テーマ作成支援
7月～	イベント参加者（スタートアップ）の参加募集開始
7月～12月	マッチングイベント開催(全4回)
令和8年2月	成果報告会
3月	実績報告書の提出

6 本業務の目標

- (1) マッチングイベント参加者数：延べ100名以上
 - (2) スタートアップとの面談数：採択企業1社につき1件以上
 - (3) 採択企業とスタートアップとの共創による新事業創出件数※：5件以上
- ※仮説検証又は実証実験の開始等

7 運営体制の整備及び責任者の配置

- (1) 本業務を円滑に実施できる人員体制を整備すること。
- (2) 本業務に係る責任者及び県との連絡・調整のための担当者を配置すること。
- (3) 責任者及び担当者について、本業務に係る委託契約の締結の際、書面にて県に提出すること。

8 再委託の可否

- (1) 受託者は委託業務を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、業務を効率的に行うため、あらかじめ県と協議の上、必要と認められたときは、業務の一部を他者に再委託することができる。
- (2) 再委託の範囲は受託者が責任を果たせる範囲とし、再委託先に問題が生じた場合は、受託者の責任において解決すること。

9 守秘義務及び個人情報の取扱い

- (1) 本業務の実施に際して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。また、業務終了後

も同様とする。

- (2) 本業務の実施のための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。
- (3) 再委託範囲に個人情報の取り扱いが含まれるときは、再委託先との間で個人情報に関する適切な体制を確保しなければならない。

10 著作権等の取扱い

- (1) 著作権をはじめ、本業務の成果品における一切の権利は、県に帰属するものとする。
- (2) 成果品に第三者が権利を有する著作物等が含まれる場合は、受託者は、当該既存著作物等の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続きを行う。
- (3) 第三者からの異議申し立て、紛争の提起については、全て受託者の責任と費用負担で対応する。

11 事業計画書及び報告書の提出

- (1) 受託者は、契約締結後遅滞なく受託者が提案した企画提案書をもとに、業務の具体的な実施内容等について県と協議の上、委託契約書に定める「事業計画書」を作成して提出すること。
- (2) 委託業務完了後、委託契約書に定める「実績報告書」を作成し、県の検査を受けること。
- (3) 県は、必要がある場合は、受託者に対して委託業務の処理状況について調査し又は報告を求めることができる。

12 その他

- (1) 本業務の実施に当たっては、愛媛県会計規則、個人情報の保護に関する法律その他関係法令・条例等を順守すること。
- (2) 本業務の実施に当たっては、実施内容や実施時期等、県と十分に協議の上進めること。
- (3) 本業務の実施に当たっては、公平性、透明性を確保すること。
- (4) 本業務に係る一切の経費は、委託金額に含むこと。
- (5) 受託者は、本業務の実施に係る経費の一切の費用を県内企業及び首都圏等スタートアップに負担させてはならない。ただし、県内企業及び首都圏等スタートアップの出張等に伴う旅費や食費、宿泊費等のほか、共創の実施に伴い生じる費用等は、この限りではない。なお、費用負担の区分に疑義が生じた場合は、速やかに県と協議すること。
- (6) 本業務に係る経理については、他の業務と明確に区分するとともに、契約や支払いに関する書類を業務完了年度の翌年度から起算して、5年間保管すること。
- (7) 本仕様書に定めのない事項または疑義が生じた場合については、その都度、県と受託者との間で協議のうえ決定すること。
- (8) 県は、業務実施過程で本仕様書記載の内容に変更の必要が生じた場合は、受託者に協議を申し出る場合がある。この場合、受託者は、委託料の範囲内において仕様の変更に応じること。